

平成 30 年度 第 2 回  
中保育園整備に関する保護者説明会

- 日時 平成 30 年 10 月 5 日（金）午後 7 時～  
10 月 6 日（土）午前 10 時～
- 場所 御嵩町保健センター

次第

開会

1. あいさつ
2. 中保育園の整備等について
3. 質疑応答

閉会

御嵩町福祉課

## 目次

1. はじめに…… 3 ページ
2. 施設整備・民営化する目的、効果……3 ページ
3. これまでの保育園民営化の経緯…… 3 ページ
4. 設置運営事業者の選定……4 ページ
5. 民営化に対する町の基本的な考え方……6 ページ
6. 民営化した場合の主な変更点……7 ページ
7. 民営化に対する今後の対応……7 ページ

## 1. はじめに

本町では、建設以来 45 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる町立中保育園について、2022 年（平成 34 年）4 月を目標に、新園舎の開園を目指しております。

また、新園舎を開園する 2 年前の 2020 年（平成 32 年）4 月からは、民間事業者による運営（民営化）を進めております。

本年 9 月には、運営事業者が学校法人杉山第三学園（理事長 杉山一夫）に決定したところであります。

## 2. 施設整備・民営化する目的、効果

1. 老朽化し耐震基準を満たさない中保育園の建替えを行い、将来を担う子どもたちの安心安全な保育環境を整えます。
2. 民間事業者が持つノウハウや資源を活用、保育園の運営や整備事業、子育て支援事業に対する柔軟性やスピード感を期待します。
3. 私立保育園に対する運営費や建設整備費は、国・県から財政支援が得られます。町の財政負担を軽減しますし、限られた財源を他の子育て支援事業に充てるなど、有効に活用します。

※公立保育園に対する国・県からの財政支援は平成 16 年度に廃止されています。

## 3. これまでの保育園民営化の経緯

年 月	内 容
H18.1	自立のための集中改革プランの策定 「民間でできることは民間で」を基本とし、サービスの向上と運営の効率化を図るために、公立保育園の民営化を推進
H18.5	御嵩町立保育所民営化等調査検討委員会の設置
H18.10	御嵩町立保育所民営化計画の策定 御嵩保育園と中保育園が当面の民営化対象保育園とされた

H20.4	御嵩保育園の民営化 御嵩保育園を学校法人荻須学園に移管
H22.2	町立保育所民営化にかかる検証結果報告書 御嵩保育園は、総括して一部の課題は残るが、全体的には現在の保育内容等については満足できるレベルであるとの評価
H27.3	子ども・子育て支援事業計画の策定（27年からの5年間） 重点施策として、施設が老朽化している中保育園について、建替えを含めて改善を図る。民営化への移行も含めた保育体制のあり方と具体的な整備手法を検討
H27.8	御嵩町立保育所等老朽化対策検討委員会の設置
H28.3	御嵩町立保育所等の老朽化に伴う施設整備について 最終報告にて、リフォームではなく、新園舎の早期建設、保育園の運営形態については、公立・私立にはこだわらない 等
H29.12	新園舎整備候補地の決定（国道21号バイパス沿いエリア）
H30.7	御嵩町保育所等設置運営事業者選定委員会の設置
H30.9	中保育園の民営化 設置運営事業者が学校法人杉山第三学園に決定

#### 4. 設置運営事業者の選定

##### （1）保育園等設置運営事業者募集

- ・ 募集要項の配布期間  
平成30年7月17日（火）～31日（火）
- ・ 現地説明会  
平成30年7月23日（月） 参加事業者3者
- ・ 応募書類の受付期間  
平成30年8月1日（水）～20日（月） 応募事業者1者
- ・ 選定委員会による審査選考  
平成30年8月21日（月）～9月3日（月）
- ・ 選定委員会による町長への報告  
平成30年9月5日（水）

(2) 保育所等設置運営事業者選定委員会 (H30.7.10 設置)

●選定委員会の委員

No.	区分	備考
1	委員	御嵩町子ども・子育て会議会長
2	委員	御嵩町議会民生文教常任委員会委員長
3	◎委員長	民生部長
4	委員	主任児童委員代表
5	委員	御嵩町保育園保護者会代表 (御嵩保育園)
6	委員	御嵩町立中保育園保護者会代表
7	委員	御嵩町子ども・子育て会議委員
8	委員	保育園代表 (伏見保育園長)
9	○副委員長	教育参事兼学校教育課長

●選定委員会の選定経過

①開催状況

回	日にち	内容等
1	7月10日 (火)	・選定委員会設置要綱及び委員会の役割について ・選定委員会スケジュール等について ・御嵩町保育園等設置運営事業者募集要項(案)について
2	8月27日 (月)	・事業者審査基準について ・ヒアリング審査、運営保育園等の視察審査について
3	9月3日 (月)	・運営事業者審査における意見交換 ・候補者の選考について ・報告書(案)について
報告	9月5日 (水)	・学校法人杉山第三学園(理事長杉山一夫)を候補者として選定委員会委員長から町長へ報告

②審査項目

審査項目
応募動機
保育方針、保育園運営の基本的な考え方
公立保育園との連携

給食・調理（食育）
衛生管理・アレルギー対応
保護者との信頼関係構築
地域住民・関係機関との交流・連携
療育支援等・関係機関との連携 ※注）行政、保健センター、子育て支援センター、ことばの教室、学校、医療機関等
事故防止・安全対策、防災計画（避難訓練）、感染症対策、不審者対策
職員採用計画、職員育成方針、研修参加資質の向上
保育園整備にかかる資金計画
児童虐待未然防止策、保育園の役割
児童館運営
その他取り組んでみたいこと、アピール点等
保育園視察の印象
経理状況・財務状況
町内での実績 特定保育・教育施設等

## 5. 民営化に対する町の基本的な考え方

1. 子どもの最善の利益を考慮し、保育の質を維持することを第一とし、民営化後も町の関与を保ち続けるものとします。
2. 現行の公立中保育園が行っている保育内容を引き継ぐものとします。
3. 保育内容については、保育所保育指針及び御嵩町保育園保育目標を基本とし、保育計画・指導計画を作成して、子どもの発達・育ちを重視し、子ども主体の保育を実施するものとします。
4. 保育水準に担保、町全体の保育の質の向上を目指して、これまで同様に公立・私立が密に連携して保育を行います。

## 6. 民営化した場合の主な変更点

区分	民営化前	民営化後
運営主体	御嵩町	民間事業者
保育士	町職員	民間事業者の職員
保育士配置人数	変更なし（町の基準にどおりに配置）	
保育の内容	変更なし（町の保育目標どおり、国の保育所保育指針に基づき実施）	
保育料	変更なし（町で定めた額・町で徴収）	
入園等手続き	変更なし（町へ申込みを行い、町が利用調整等を行う）	
町の責任	変更なし（保育の実施者として町の責任）	
障がい児等の保育	変更なし（子どもたちの受け入れ、ノウハウの継承を図る）	
給食・アレルギー対応	変更なし（自園調理方式、食物アレルギー対応、町の栄養士が献立作成）	

## 7. 民営化に対する今後の対応

1. 環境の変化等で子どもたちが負担を感じないように、引継期間を十分に設けます。
  - H30.10～ 民間事業者と事務的な協議開始
  - H31.10～ 引継ぎ保育を6か月実施
    - 民間事業者から中保育園 に数名保育士を配置
  - H32.4～ 一定期間、町職員を配置予定
2. 保護者のみなさまに対して
  - ・ 保護者、運営事業者、町との三者で意見交換の場を設置していきます。